

新潟生存権裁判を支える会ニュース

新潟生存権裁判を支える会 〒950-0088新潟市中央区万代1-2-6

新潟県生活と健康を守る会連合会内

TEL241-0288 FAX241-0384

No31号 2012年2月29日

「不当判決に抗議し勝利までたたかう」 新潟独自の主張を発展させ地裁で勝利をめざす

東京生存権裁判で最高裁が原告の上告棄却の不当判決を言い渡した2月28日夕、新潟生存権裁判原告団、同弁護団、「支える会」は、「最高裁判決報告集会&記者会見」をおこないました。各地・各団体から65名が参加し、新潟地裁での勝利をめざしてたたかう決意と熱気がみなぎりました。

原告の阿部長治さん(87)は、「怒りをもって不当判決に抗議する」と述べ、「暖房を控え過ぎしている。新潟地裁には生活実態をよく見たよい判決を期待している」と語りました。山田ハルさん(92)は「老齢加算をもらえるようになると思っていたので残念です。何とか元に戻してほしい」と訴えました。長谷川シズエさん(88)は、「最高裁は人権を守るところなのに、生存権を侵害された事実を見ないのは怠慢。朝日茂さんのようにたたかう決意です」と決意を語りました。3名の原告に熱い連帯の拍手が送られました。



新潟地裁は原告の生活実態をよくみて判決を

大澤弁護士は、最高裁判決は、一般低所得者の貧困状態に合わせて生活保護基準を引き下げるというもので、社会保障改悪を狙う政府に迎合したものと指摘。新潟では全国で主張していることに加え、以下の独自の主張をしており、新潟地裁は、最高裁判決に関わらず、老齢加算廃止の違法性を示すこれらの事項を直視すべきであると述べました。ついで水内弁護士が報告しました。

- ①老齢加算廃止の前日に、原告の老齢加算が減額されていること
 - ②低所得者ほど健康を害しているが、老齢加算が健康に与える影響を考慮していないこと
 - ③生活保護高齢者は、他の低所得者と比べ人となりが薄く、冠婚葬祭やお墓参りにもいくことができず孤立傾向にあり、人との絆を確保する費用が必要であること
- ②③は、新潟県立大小澤研究室と新潟市中央区社会福祉協議会の各調査で裏付けられている。

県労連、新婦人、民医連、県社保協、建交労、青年ユニオン、新商連、年金者組合、新潟県生連などの代表が参加。連帯のあいさつをしました。県労連佐藤一弥議長は、「一方的に不利益処分をすることは許されない。労働者の場合は無効だ。県民の共同の発展で要求実現を」と開会あいさつ。「新発田からマイクロバスできた。原告を支えて頑張る」「実態調査した立場から本判決は残念、勝利までたたかおう」「判決は苦いチョコくらいなもの。これからがたたかいだ」「保護基準は課税最低限引き下げにつながる」「ミニマムを守るたたかいを」などの決意表明がありました